

令和5年度 補助金・助成金のご案内

生活環境に関する補助金

住宅用太陽光発電システム等設置補助金

環境に対する意識の高揚とクリーンエネルギーの普及を図るため、市内の住宅に太陽光発電システムまたは蓄電池を設置した個人に補助金を交付します。

申請期間／令和6年1月31日(水)まで

対象／居住する住宅に①太陽光発電システムまたは②蓄電池を設置した個人

対象システム／①低圧太陽光発電設備系統連系余剰電力売買契約を結ぶもの（発電された余剰電力を電力会社に売電できるもの）で、公称最大出力10誌未満の未使用システム、②住宅用太陽光発電システムに接続され1力所に固定された未使用の蓄電池

補助金の額／

- ①1誌あたり2万円（上限8万円）
- ②1誌時あたり2万5千円（上限10万円）

合併処理浄化槽設置整備事業補助金

対象／合併処理浄化槽設置整備事業の補助対象地域内で一般住宅に合併処理浄化槽を設置する個人

補助金の額／

区分	補助金の額
5人槽	332,000円
6人～7人槽	414,000円
8人～10人槽	548,000円

生ごみ処理容器等設置補助金

生ごみの減量化および堆肥化による資源の再利用の促進を図るため、生ごみ処理容器などを購入した方に補助金を交付します。

対象／①電気式生ごみ処理機または②生ごみ処理容器（コンポスト）を購入した方

※申請者または申請者と同一世帯の方は、同一年度内に電気式生ごみ処理機とコンポストの補助を重複して受けることはできません。

持ち物／領収書（申請者名が記入されているもの）、メーカー保証書・取扱説明書（電気式のみ）、振込

先の口座番号が分かるもの

補助金の額／購入額の2分の1（①上限3万円、②上限3千円）

補助限度基数／①1基、②2基

申請・問／環境課（☎23-0584）

住宅リフォーム助成事業補助金

住宅関連事業者の支援と地域経済の活性化を図るため、個人住宅のリフォーム工事に対して助成を行います。

対象／次の全てに該当する方

・市内に住所を有し、対象住宅に居住している住宅所有者

・市税等を滞納していない方

・これまでに当該助成事業を受けていない方

・過去に当該補助を受けた方と補助の対象となった住宅を共有していない方

対象住宅／

・市内の既存住宅

・居住している専用住宅または併用住宅の居住部分

補助対象工事／

- ・20万円（税抜き）以上の住宅リフォーム工事（住宅の機能維持または機能向上のための工事。詳しくは、対象工事一覧①～⑤を参照）
- ・市内に本店機能を有する法人また

は市内に住所を有する個人事業者が行う工事（1事業者あたりの請負件数は3件まで）

・補助金の交付決定通知後に着手し、年末までに所定の実績報告書などを市に提出できる工事（すでに工事を始めている場合は対象外）

対象工事一覧／

①生活への支障の改善工事

・ユニバーサルデザイン、バリアフリー（手すりの設置、段差解消工事、滑り止め工事など）

②住宅の長寿命化工事

・く体（建築の強度に関わる基礎や柱）の改修、建具やサッシ工事、間取りの変更や増改築

・内装工事（畳の入れ替え、壁・床・天井の改修工事、給排水設備工事など）

※クロス、障子、ふすま、タイル石の製品代については、工事を伴うリフォームであれば対象。

・外装工事（屋根および外壁工事）

③住宅エコ工事（断熱材や断熱サッシ）

④災害対策工事（風雪に伴う雪止め、雨どいの施工や土砂災害防止のための耐力壁）

⑤その他、市長が認める経費（住宅リフォームに伴う廃棄物処理費、

改修に係る設計費)

※太陽光発電、冷暖房機器、給湯器、ユニットバス、便器、化粧台、システムキッチンなどの製品代は対象外。

申請期間／5月8日(月)～31日(水)
助成金の額／10万円

※予定件数(40件)に達した場合は、抽選となります。

申請方法／産業振興課、西コミュニティセンター、玉浦コミュニティセンターに備え付けの申請書に必要事項を記入の上、申し込み(市ホームページからもダウンロード可)

申請・問／産業振興課
(☎23-0573)

雨水貯留タンク設置補助金

市では、防災に対する市民意識の向上・啓発の促進および水害の軽減のため、雨水貯留タンクを設置した個人、法人に対して購入および設置に要した費用に補助金を交付します。

対象／次の全てに該当する方

- ・市内に住所を有する個人または法人で、建物に雨水貯留タンクを設置した方
- ・市税等、下水道使用料および下水道事業受益者負担金を滞納している

ない方

・過去に当該補助の交付を受けていない方

対象製品／

・雨水流出を抑制し、雨水を雑用水として活用できる常設型の雨水貯留タンク

・雨水を100ℓ以上貯留でき、右記用途のために販売されている未使用製品であること

・平成27年4月1日以降に購入・設置した製品であること

※移動を目的としたタンク(ローリータンクなど)は対象外。

補助金の額／購入および設置に要した費用の2分の1(上限2万5千円)

申請方法／上下水道経営課に備え付けの申請書に必要事項を記入の上、添付書類と併せて提出(申請書は市ホームページからもダウンロード可)

申請・問／上下水道経営課
(☎23-0846)

町内会などに関する補助金

地区集会所設置事業等補助金

町内会などが管理する地区集会所の修繕などをする場合、事業費の一部を補助します。

補助金の額／補助対象事業費の2分の1(補助対象事業費が10万円以上20万円未満の場合…補助対象事業費から10万円を除いた額)

※新築・改造の場合は700万円、修繕の場合は100万円が上限になります。

※交付決定を受ける日以前10年間の修繕に係る補助金総額は、100万円が限度であるなどの要件があります。詳しくは、問い合わせください。

申請・問／総務課
(☎23-0185)



リサイクル運動報奨金

リサイクル運動を推進するため、資源物の回収を実施した団体に報奨金および回収量に応じた加算金を交付します。

対象／町内会、子ども会、老人会などの団体

※事前に団体登録が必要になります

す。昨年度登録された団体も登録手続きを行ってください。

持ち物／振込先の口座番号が分かるもの、はんこ

報奨金の額／資源物1誌につき3円
加算金の額／

回収量	加算金の額
2.5ℓ以上5.0ℓ未満	2,500円
5.0ℓ以上7.5ℓ未満	5,000円
7.5ℓ以上10ℓ未満	7,500円
10ℓ以上	10,000円

ごみ集積箱等設置事業補助金

町内会などで集積箱を設置する場合に補助金を交付します。事前にご相談ください。

対象／町内会または自治会
補助金額／購入金額の2分の1(上限10万円)

防鳥ネットの配布について

カラスなどによるごみの散乱を防ぐための防鳥ネットを、町内会などに配布しています。希望する場合は、事前に連絡の上、お越しく下さい。

ネットの規格／幅2ℓ×長さ4ℓ、5ℓ程度、網目は2ℓ、青色

申請・問／環境課(☎23-0584)

防犯カメラ設置補助金

【新設・更新する場合】

申請受付／5月1日(月)～7月31日(月)
対象／防犯活動を行う地域団体など
補助金の額／新設・補助対象費用の
4分の3（設置台数×30万円まで
が上限）、更新・補助対象費用の
3分の2（設置台数×20万円まで
が上限）

【維持管理する場合】

申請受付／令和6年1月以降
対象／市の防犯カメラ補助金の交付
を受け設置した防犯カメラを維持
管理する地域団体など

補助金の額／補助対象費用（修繕
費・保守点検費の合計）の2分の
1（1台あたり上限5万円）

※補助の対象は、令和5年1月～12
月に支出した修繕費などとなりま
す。

申請・問／危機管理課
(☎23-0576)



子育て・健康に関する補助金

地域子ども見守り強化等補助金

生活上のさまざまな課題を抱えた
児童やその児童が所属する世帯へ、
市内において食事や食料品の提供を
通じた見守りを行う団体に対し、市
地域子ども見守り強化等補助金を交
付します。

交付対象／①～③全ての要件を満た
す団体

①市内において、食事などの提供を
通じた地域における見守りを行う
団体

②会則、規則、定款などの定めを有
する団体

③活動内容が公序良俗に反するもの
ではない団体

補助対象事業／食事などの提供を通

じた児童などの見守りを行う活動
で、①～⑤の全ての要件を満たす
事業

①事業に係る食事代、参加費などは
無料または実費相当額以下である
こと

②児童などの利用が毎回見込めるこ
と

③事業の実施に当たり、利用者の安
全管理、衛生管理および個人情報
の保護に十分配慮していること

④児童などの様子を見守り、必要に
応じて各種関係機関と連携を図る
こと

⑤宗教活動、政治活動または営利活
動を目的としないこと

補助金の額／補助金の額は、補助対
象経費の総額の3分の1の額また
は補助対象経費の総額から①～③
の額を控除して得た額のいずれか
低い額（上限10万円）

補助金の額／補助金の額は、補助対

象経費の総額の3分の1の額また
は補助対象経費の総額から①～③
の額を控除して得た額のいずれか
低い額（上限10万円）

①事業の利用に関して実費の負担が
あった場合は、当該負担の額

②事業に対して寄付があった場合
は、当該寄付の額

③事業に対して国、他の地方公共団
体、公益法人などからの補助金の
交付があった場合は、当該補助金
の額

※千円未満の端数が生じた場合は、
切り捨て。

※申込方法など詳しくは、問い合わ
せください。

申請・問／子ども福祉課
(☎23-0529)

地域子育て支援団体活動補助金

地域での子育て支援を促進するた
め、子育てに係る事業を行う市民団
体に、活動経費の一部を補助します。

対象／子育て支援団体、活動を通し
て子育て中の親子の交流の場を設
けている育児サークルなど

補助要件／5人以上で構成され、半
数以上が市民であり、子育て支援
に関する開かれた継続的な活動実
績がある団体または活動計画（年
6回以上）がある団体

補助金の額／上限2万円（残額が出
た場合は要返還）

募集数／5団体（応募多数の場合
は、社会貢献度の高い団体を優先）
補助対象費用／講師謝礼、印刷製本
費、切手代、会場使用料、活動に
必要な物品の購入など

活動期間／補助金が認められた月～
令和6年3月31日(日)

※令和6年4月に精算となります。

必要書類／会則、収支予算書、年間
活動計画書、会員名簿などの団体
の活動がわかる書類など

申請締切／4月14日(金)

申請・問／子ども福祉課
(☎23-0826)



国民健康保険人間ドック費用助成金

市国民健康保険加入者の方で、4月以降に人間ドックを受診した場合、受診に要した費用の一部を助成します。

対象者／市が指定する検査項目を全て受診し、次の全てに該当する方

- ①人間ドック受診日において、市国民健康保険の被保険者であり、令和5年度に40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、74歳に達する方
 - ②前年度までの国民健康保険税に未納がない世帯に属する被保険者
 - ③検査結果を特定保健指導などへ活用することに同意できる方
 - ④令和5年度内に、市が実施する特定健康診査および各種がん検診などとの重複受診がない方
 - ⑤過去に市国民健康保険人間ドック費用助成を受けたことのない方
- 助成金の額**／上限2万円（上限に満たないときはその額）



助成までの流れ／

総合南東北病院、宮城県予防医学協会、宮城県対がん協会を受診する場合

交付申請書を市へ提出

交付決定通知を受けてから、健診機関に予約の上、受診

健診機関での支払い時に2万円未満の場合は自己負担なし。2万円を超えた場合は、差額を支払う

右記の健診機関以外で受診する場合

健診機関で、検査費用を支払う

受診後に左記必要書類を市へ提出

交付決定後、指定の口座に助成金が振り込まれます

必要書類

- ・市国民健康保険人間ドック費用助成金交付申請書（市ホームページからダウンロード可）
 - ・人間ドックの検査結果またはその写し
 - ・人間ドックの領収書（原本）
 - ・振込先金融機関の通帳などの写し
- ※詳しくは、市ホームページをご覧ください。

申請・問／健康増進課

（☎23-0410）

市民活動に関する助成金

市民活動助成金

市内の市民活動団体などが主体的に行う特色ある地域づくり活動や公益的な活動を推進・支援するため、助成金を交付しています。

対象／市内に活動拠点がある5人以上の市民活動団体や町内会などで規約などの定めがあり、営利目的でなく、政治活動、宗教活動、特定の思想または主義主張を浸透させることを目的としない団体

対象事業／公益的な協働のまちづくり活動で、助成決定後に実施し、令和5年度内に完了する次のいずれかに該当する事業

- ①地域の特色を生かし、その魅力を高める事業
- ②地域の自助力の向上を図る事業
- ③地域コミュニティの活性化につながる事業
- ④地域の課題解決を図る事業

助成額／上限10万円

申請期間／4月17日（月）～5月12日（金）

申請方法／事前にまちづくり政策課との協議の上、必要書類を提出

※過去に助成金の交付を受けた団体は、助成された事業と異なる事業を行う場合のみ対象になります。

申請・問／まちづくり政策課

（市役所6階市民協働係、☎23-0334）

○市民活動助成金説明会

説明会後には、専門相談員が相談を受け付けます。

日時／4月14日（金）13時30分～14時30分（受付：13時15分～）

場所／市民交流プラザ2階多目的室
申込・問／市民活動サポートセンター（市民交流プラザ内）
（☎35-7205）

市民活動自主研修等支援

協働のまちづくりや男女共同参画を推進するため、市民の皆さんが勉強会や研修会を行う際に支援します。

内容／予算の範囲内で、内容に応じた講師などを派遣

対象／おおむね10人以上の市内の各種団体など

申請方法／研修実施予定日の2カ月前までに相談ください

申請・問／まちづくり政策課

（市役所6階市民協働係、☎23-0334）